

一般乗用旅客自動車運送事業の法令試験及び
新規許可申請の資金審査の取扱いについて

平素は、国土交通行政にご協力賜りまして誠にありがとうございます。
今般、一般乗用旅客自動車運送事業の法令試験取扱い及び新規許可申請の資金審査取扱いについて、令和3年1月より下記の通り変更することとなりましたので、書面にてお知らせいたします。

記

1. 法令試験について

【変更部分】

	現行	改訂
持込	自動車六法他 紙媒体の資料であれば可	①自動車六法 ②運行管理者基礎講習用テキスト 旅客編 ③旅客自動車運送事業等通達集 ※全て冊子のもののみ。 印刷した紙媒体のものは不可。
過去問 及び回答	掲載無し	過去1年分をHPにて掲載 (※12月11日(金)掲載予定)

【変更時期】

- ・令和3年1月 (※1月7日木曜実施予定) の法令試験より

2. 新規許可の資金審査について

【変更部分】

	現行	改訂
残高証明 要求時期	法令試験合格後、受付日及び 通知発送日の残高証明を要 求	①受付時に「受付日の残高証明を1週間以内 に取得し、本局に送付願います」と記載 した法令試験案内文書を手交の上、要 求 ②法令試験合格後、通知発送日の残高 証明を要求

【変更時期】

- ・令和3年1月1日以降の申請より適用

連絡先：近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課
草野・大塚
電 話] 06-6949-6446